

県産米地域内消費拡大支援事業補助金実施要領

(制定) 令和8年6月29日8農政マ第78号

(趣旨)

第1 この要領は、補助金等交付規則（昭和34年長野県規則第9号。以下「規則」という。）及び県産米地域内消費拡大支援事業補助金交付要綱（以下「要綱」という。）に基づき、補助事業者が県産米の販売機能強化に資する小型精米機等の導入に要する経費について必要な事項を定めるものとする。

(交付決定)

第2 知事は、規則第4条に規定する補助金の交付の申請があったときは、その申請内容を審査し、補助金の交付が適当であると認めたときは、予算の範囲内において補助金の交付を決定し、県産米地域内消費拡大支援事業補助金交付決定通知書（参考様式第1号）により申請者に通知するものとする。

2 前項の交付決定については、補助事業者について別表1に定める評価項目及び配点基準に従ってポイントを与え、当該評価結果の高いものから順に、予算の範囲内で決定するものとする。

3 前項の評価結果が同点である場合には、別表1に定める項目①、②、③及び④の順に得点を比較し、項目①のポイントが高いものを優先する。なお、項目①のポイントも同点である場合には項目②、さらに同点である場合には項目③、さらに同点である場合には④のポイントが高いものを優先する。

4 前項の規定によってもなお順位が定まらない場合には、項目⑤の「有機JAS認定」又は「信州の環境にやさしい農産物認証」を受けている米の出荷生産者が含まれているものを優先する。

5 知事は、審査の結果、補助金を交付しないこととしたときは、県産米地域内消費拡大支援事業補助金不交付決定通知書（参考様式第7号）により申請者に通知するものとする。

(重要な変更及び軽微な変更)

第3 この要領において「重要な変更」とは、次の各号のいずれかに該当する変更をいう。

(1) 補助事業の目的又は内容に影響を及ぼす変更

(2) 補助対象経費の区分又は配分の変更であって、補助金額に影響を及ぼすもの

2 前項に規定する重要な変更以外の変更であって、補助事業の目的及び内容に実質的な影響を及ぼさないものを軽微な変更という。

3 補助事業者は、重要な変更をしようとするときは、要綱第7条第1号に基づき、あらかじめ所定の変更申請書を提出し、知事の承認を受けなければならない。

4 軽微な変更については、前項の規定は適用しない。

(変更交付決定等)

第4 知事は、要綱第7条の書類の提出があったときは、その内容を審査し、承認すべきと認めたときは、次の各号の区分に従い、当該各号に定める書類により、補助事業者に通知するものとする。

(1) 要綱第7条第1号の場合

県産米地域内消費拡大支援事業補助金変更交付決定通知書(参考様式第2号)

(2) 要綱第7条第2号の場合

県産米地域内消費拡大支援事業補助金中止(廃止)承認通知書(参考様式第3号)

(補助金の額の確定)

第5 知事は、要綱第9条の実績報告を受理し、補助事業の実施について適正と判断したときは、速やかに、県産米地域内消費拡大支援事業補助金額確定通知書(参考様式第4号)により、補助事業者に通知するものとする。

(補助金の支払)

第6 知事は、要綱第10条の請求があったときは、速やかに、補助事業者に支払うものとする。

(補助事業者への指示、決定の取消等)

第7 知事は必要な確認を行った結果、補助事業の実施について適正でないと判断したときは、補助事業者に補助事業の変更、中止又は廃止について指示を行うものとする。

2 知事は、前項の規定にかかわらず、補助事業者が補助事業の実施に関し法令に違反したとき、又は規則第15条第1項各号の一に該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

3 知事は、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すときは、県産米地域内消費拡大支援事業補助金全部(一部)取消決定通知書(参考様式第5号)により、補助事業者に通知するものとする。

(補助金相当額の返還命令)

第8 知事は、第7の規定により、補助事業の変更、中止若しくは廃止について指示を行った場合又は補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消した場合において、補助金相当額を返還させるときは、県産米地域内消費拡大支援事業補助金返還命令書（参考様式第6号）により、補助事業者に通知するものとする。

2 前項の規定は、補助事業者から補助金相当額の返還の申出があった場合に準用する。

附 則

本要領は、令和8年6月29日から適用する。